

看護小規模多機能型居宅介護事業所

# 重要事項説明書 及び契約書

看護小規模多機能型居宅介護事業所きぼうの杜ひのき

住所 岡山県真庭市上市瀬 384-2

TEL 0867-52-1112

FAX 0867-52-1123

# 看護小規模多機能型居宅介護事業所きぼうの杜ひのき

## 重要事項説明書及び契約書

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団井口会が開設する きぼうの杜ひのき（以下「事業」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業所」という。）は、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活や療養上の看護及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者の様態や希望に応じて、隨時、通い、訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとします。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地

- 一 名 称 看護小規模多機能型居宅介護事業所きぼうの杜ひのき
- 二 所在地 岡山県真庭市上市瀬 384 番地 2
- 三 事業者

法人名	医療法人社団 井口会
法人所在地	岡山県真庭市落合垂水 251 番地
電話番号	0867-52-1133
代表者氏名	井口 大助
設立年月日	令和 2年 12月 1日

(事業所の概要)

<事業所の名称等>

事業所の名称	看護小規模多機能型居宅介護事業所きぼうの杜ひのき
管理者氏名	古林 稔成
指定番号	3393400241
事業所の住所	岡山県真庭市上市瀬 384-2
連絡先	TEL 0867-52-1112 FAX 0867-52-1123
最寄りの駅	JR 姫新線 落合駅 車で5分

登録定員 29名 (通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名)

(居室等の概要)

宿泊サービスに利用される居室は個室です。

宿泊室 全室個室（電動ベット、エアコン完備） 9部屋

居間・食堂 66.84m<sup>2</sup> 冷暖房完備

浴室 特浴

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は

一 管理者 1名 (常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも看護小規模多機能型居宅介護の提供及び事業内容の調整を行います。

二 介護支援専門員 1名 (常勤1名)

介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たるとともに看護小規模多機能型居宅介護の提供を行います。

三 介護従業者 10名以上

介護従業者は、登録者の居宅を訪問して看護小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い、訪問や宿泊の利用者に対し日常生活の介護など看護小規模多機能型居宅介護を提供します。

四 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上

看護師は登録者の健康状態を把握し、衛生管理、看護業務、医師の指示による訪問看護業務、主治医や、関係医療機関との連携を行います。

(営業日及び営業時間等)

#### 第5条 当事業所の営業日及び営業時間

営業日	1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
営業時間	24時間
サービス提供基本時間	通いサービス：午前9時から午後4時まで 訪問時間：24時間 宿泊サービス：午後4時から午前9時まで
訪問看護	月～金 9:00～17:00

(登録定員及び利用定員)

#### 第6条 当事業所における利用定員

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 18名
- 三 宿泊サービス 9名

(通常の事業の実施地域)

#### 第7条 通常の事業の実施地域は、原則として真庭市内とする。

(看護小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

(看護小規模多機能型居宅介護の提供)

#### 第9条 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行います。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、第10条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとします。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- 三 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活及び療養ができるよう必要な援助を行うこととします。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとします。

## (看護小規模多機能型居宅介護の内容)

### 第 10 条 看護小規模多機能型居宅介護の内容

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- 二 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- 三 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- 四 訪問看護 主治医より看護サービスが必要と指示が出た場合、訪問看護サービスの提供を行います。
- 五 サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。また、食事や 清掃、洗濯、買物、園芸、レクリエーション、行事等を可能なかぎり共同で行うことによって、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境のなかで日常生活が送れるよう配慮します。

## (看護小規模多機能型居宅介護の利用料)

### 第 11 条 看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとします。

- 一 宿泊費 1泊につき 2,000円
- 二 食事代 朝食 400円、昼食 650円、夕食 650円、おやつ代 50円（利用した場合のみ）
- 三 おむつ代 実費
- 四 洗濯代金 1回 400円
- 五 利用者に対する理美容サービス費用
- 六 死後の処置料 15,000円
- 七 第 7 条の通常の事業の実施地域を越えて行う看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は、事業所から片道 5 キロメートル毎に 200 円とします。
- 八 前各号に掲げるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適當と認められる費用について、実費を徴収します。
- 九 要介護度別基準利用料金

利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。

十 医師の訪問看護指示書が発行された場合

特別管理加算ⅠまたはⅡ（厚生労働省が定める状態）

緊急時訪問看護加算（利用する・利用しない）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があります。
- 二 利用日当日に利用中止をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただきます。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただく場合があります。
- 四 原則として施設内禁煙に協力を頂きます。
- 五 生活環境の保全、事業所内の清潔、整頓その他環境衛生に協力していただきます。

（サービスの中止）

第13条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前営業日の午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 一 利用者がサービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合または通知がなかった場合は、事業者は利用者に対して重要事項説明書に定める料金を請求することができます。この場合の料金は、第11条に定める料金の支払いと併せて請求します。

（契約の終了）

第14条 利用者は事業者に対して1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 一 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の一ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 三 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合
- (4) 事業者が破産した場合

四 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者が正当な理由無く利用料を3ヶ月滞納した場合、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払わない時は契約を破棄します。
- (2) 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住地である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。
- (3) 利用者またはその家族などが事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続したいほどの背信行為を行った場合

五 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定等の区分が、非該当(自立)と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

#### (緊急時等における対応方法)

第15条 事業所の職員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他、転倒など緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し適切な対応を致します。

2 かかりつけ医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

#### (事故発生時の対応)

第16条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

#### (虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するための措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の指針を整備

(3) 虐待防止のための定期的な研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束に関する事項)

第 18 条 事業所派、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行ってはならない。身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の開催とともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(2) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置

(3) 介護職員等の従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身分証の携行義務)

第 20 条 サービス従業者は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(協力医療機関等)

第 21 条 事業者は、利用者の病状の急変等に備える為、あらかじめ協力医療機関を定める。

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

#### 【協力医療機関、施設】

一 落合病院

所在地 岡山県真庭市落合垂水251番地

TEL 0867-52-1133

二 薬師寺歯科医院

所在地 岡山県真庭市落合垂水189番地 TEL 0867-52-0239

三 向陽台病院

所在地 岡山県真庭市上市瀬368番地 TEL 0867-52-0131

四 おちあい訪問看護ステーション

所在地 岡山県真庭市落合垂水251番地 TEL 0867-52-8050

五 老人保健施設白梅の丘

所在地 岡山県真庭市上市瀬368 番地 TEL 0867-52-5088

六 特別養護老人ホーム檜山荘

所在地 岡山県真庭市上市瀬1050番地39 TEL 0867-52-1313

七 グループホーム青空

所在地 岡山県真庭市西河内42番地2 TEL 0867-52-5123

(苦情処理)

第 22 条 当事業所は、自ら提供した看護小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、別に定める苦情処理の概要に基づき、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(苦情の対応)

第 23 条 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受付けます。

きぼうの杜ひのき (担当者) 古林 稔成 TEL 0867-52-1112  
又は 医療法人社団 井口会 法人本部 安東 正典 TEL 0867-52-1133  
受付時間 月曜日から土曜日 8:30から17:30  
また、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置しております。

行政機関その他苦情受付機関

真庭市 健康福祉部 高齢者支援課 0867-42-1074  
岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

(非常災害対策)

第 24 条 看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の安全第一を最優先し、避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

#### (運営推進会議)

第25条 当事業所の行う指定看護小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

#### (個人情報の保護)

第26条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにします。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

#### 個人情報を使用する目的

1 サービス担当者間で共通のサービスの提供が行われるために、サービス提供事業所等に対して利用者及び家族に関する情報を提供する。

2 当事業所内の従業者に、情報の共有をして、適切なサービス提供ができるようにする。

3 運営推進会議の場で検討、助言を受ける場合

4 その他、

・保険者、地域包括支援センターへの相談、届出及び照会への回答

・審査、支払機関等へのレセプトの提出

・研修会、会議などでの事例検討の際など (\*実名は使用しません)

・学生などの、実習・研修への協力のため